

事件番号 平成30年(行コ)第13号
 損害賠償等請求控訴事件(住民訴訟)
 控訴人 山口県知事
 被控訴人 河濟盛正 外

証 拠 説 明 書 10

令和元年8月29日

広島高等裁判所第4部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 中 谷 正



控訴人訴訟代理人弁護士 根 石 博



控訴人訴訟代理人弁護士 中 山 修



番 号	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立証趣旨	備 考
乙33	公有水面埋立実 務ハンドブック (抜粋) 写し	H7.6.20	建設省河 川局水政 課	公有水面埋立法13条の 2の法令解釈	

ができるとしている。令19条2項では、この期限も免許条件で定めることとしている。

累計で半額に至るまでの額を順次何回かに分けて納付させる（例えば工区別の竣工ごとに）ことを特に禁じた趣旨とは思おれないが、埋立権者に対して有利に過ぎ、反面、免許権者にとって煩雑であり、単に半額を当初の期限と別の日の納付のみを認めているのが通例である。

8 免許料の変更

一旦定まった免許料を減額、基本的に返還しないことについては、次の2つの照会回答がある。

○公有水面埋立法ニ関スル疑義ノ件（埋立面積縮小の場合の免許料）

（昭和4年1月15日 15甲第7号）
千葉県知事あて土木局長回答

〔照会〕

公有水面埋立法ニ依リ埋立ヲ免許シタルモノ其ノ後設計変更ニ依リ民有ニ帰属スヘキ埋立面積減少シタル場合ハ減少部分ニ相当スル免許料ハ還付スヘキモノナルヤ

〔回答〕

一旦適法ニ徴収シタル免許料ハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニ帰属スヘキ埋立地カ其ノ者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ減少シタル場合ハ勿論仮令其ノ者ノ責ニ帰スヘカサル事由ニ因リテ減少シタル場合ト雖減少シタル部分ニ対応スル割合ヲ以テ之ヲ還付スヘキモノニアラス

○公有水面埋立免許料徴収ニ関スル件（埋立免許失効の場合の免許料）

（昭和9年10月23日 8甲第85号）
広島県知事あて土木局長回答

〔照会〕

一旦適法ニ免許ヲ為シタル以上ハ免許ヲ受ケタル者ノ都合又ハ免許料ヲ納付セサルカ為公有水面埋立法第32条第1項第1号及第2号ニ依リ免許ヲ取消シタル場合ハ勿論仮令免許ヲ受ケタルモノカ埋立工事ニ着手セサルカ為免許ノ効力ヲ失フ場合ト雖尚免許料ハ徴収スヘキモノナルヤ

〔回答〕

御見込ノ通ト存候

〔工事の着手及び竣工の時期の指定〕

第13条 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ埋立ニ関スル工事ノ着手及工事ノ竣工ヲ都道府県知事ノ指定スル期間内ニ為スヘシ

1 着手

着手は、埋立に関する工事そのものの着手である。2条2項の解説4(3)参照。

工事にあたっては、海岸法8条1項但書、同法施行令3条1号により、海岸保全区域内の許可取得は不要であるが、河川区域であれば河川法の許可は必要である。

2 竣工

免許権者は、出願図書に記載された期間、埋立規模、工事の難易を勘案して、竣工の期間を指定する。

〔出願事項の変更〕

第13条ノ2 都道府県知事正当ノ事由アリト認ムルトキハ免許ヲ為シタル埋立ニ関シ埋立区域ノ縮小、埋立地ノ用途若ハ設計ノ概要ノ変更又ハ前条ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

② 第3条、第4条第1項及第2項並第11条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立地ノ用途ノ変更ノ許可ニ関シ第4条第1項及第2項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル埋立区域ノ縮小又ハ設計ノ概要ノ変更ノ許可ニ関シ之ヲ準用ス

〔命令〕

（出願事項の変更等の許可の申請）

第7条 法第13条ノ2第1項ノ規定による許可の申請は、別記様式第3の申請書を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 埋立区域の縮少にあつては、第2条及び第3条第4号から第9号までの図書
- 二 埋立地の用途の変更にあつては、第2条第4号並びに第3条第7号から第9号までの図書
- 三 設計の概要の変更にあつては、第2条第2号から第4号まで及び第3条第5号から第9号までの図書
- 四 埋立てに関する工事の着手及び竣功の期間の伸長にあつては、第2条第1号ロ、第3号及び第4号並びに第3条第4号及び第6号の図書

別記様式第三

(A4)

埋立区域縮少 埋立地用途変更 設計概要変更 工事着手・竣功期間伸長	許可申請書	年 月 日	
申請者 住所 氏名			
公有水面埋立法第13条ノ2第1項の許可を受けたいので、下記により、申請します。			
1 埋立区域縮少 埋立地用途変更 設計概要変更 工事着手・竣功期間伸長	の内容		

2 埋立区域縮少 埋立地用途変更 設計概要変更 工事着手・竣功期間伸長	の理由	
3 埋立ての免許の年月日及び番号		
4 添付図書の目録		

備考

1 「住所氏名」は、申請者が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 「埋立区域縮少埋立地用途変更設計概要変更工事着手・竣功期間伸長」の内容は、埋立区域縮少許可申請書にあつては縮少前及び縮少後の埋立区域の位置、区域及び面積を、埋立地用途変更許可申請書にあつては用途の変更に係る埋立地の区域及び面積並びに当該変更の内容(用途が2以上である場合にあつては、変更前及び変更後のそれぞれの用途に係る埋立地の配置及び規模の概要)を、設計概要変更許可申請書にあつては当該変更の内容を、工事着手・竣功期間伸長許可申請書にあつては当該伸長の内容を記載すること。

≪1項関係≫

1 出願事項の変更許可

埋立権者の申請に基づき、正当な理由があるときは、免許権者は出願事項の変更の許可を行うことができる。理由が正当か否かは、免許権者の判断による。

申請は省令7条の様式及び添付図書により行う。

2 変更の対象

(1) 埋立区域の縮少

過大な埋立区域を設定して縮少を申請すると、当初免許の適正さが疑われようが、そうでなければ許可される。区域が縮少すれば護岸位置も

移動し、設計概要の変更も伴う。

拡大には常に新規免許を要するので、面積一定のままの位置の移動は、一部縮小、一部新規免許の組み合わせとなる。当然、設計概要の変更も伴う。

法改正以後は、軽微な変更に対し事実上簡易に処理することはない。次の法改正前の照会回答があり、悪意でない限りは現在も運用上善管注意義務を履行し、施工技術上避けられない程度の誤差ならば新規免許なしにそのまま竣工認可することもあると解されていたようである。「施工技術の拙劣」は今日では理由にはしにくいことは確かではあるが。

○公有水面埋立の竣工認可について

(昭和44年10月7日 建設省北河政発第46号)
北海道土木部長あて水政課長回答

〔照会〕

- 1 免許条件どおり埋立工事を実施したが、施工技術の拙劣のため、竣工時において、面積に僅少な増加を生じた場合、増加部分を含めて竣工認可してよろしいか。
- 2 そのように取扱ってよい場合は、その範囲は如何ですか。

〔回答〕

埋立工事竣工の結果当初の免許に係る埋立区域より増加した部分については、(中略)、増加部分が生ずる誤差の程度であれば、増加部分を含めて竣工認可してきしつかえない。

(2) 埋立地の用途の変更

用途の変更は安易に認められるべきではないが、埋立工事が長期間にわたる関係上、社会経済事情の転変により、どうしても変更が必要になる場合のあることは否定できない。

(3) 設計の概要の変更

予見せざる地質条件の工事の施行途中での発見、新工法の開発による導入、面積の縮小による護岸位置の変更等の場合である。埋立土砂の種類の変更は、これに該当する。なお、平成7年1月の阪神大震災の後、

概算1千万㎡以上の瓦礫が発生したが、大阪湾フェニックスの尼崎処分場等では、予め定めた産業・一般廃棄物の範囲に入るとして特段の手続なしに受入れた。土砂の採取場所の変更は、これに当らず、許可を得るまでもない。

(4) 着手及び竣工期間の伸長

天変地異、経済変動等の埋立権者の責に帰しえない事由による期間伸長は止むを得ないが、それ以外のものでも、正当と認められる限り可能である。

3 許可の基準

手続法通達では、改正局長通達の記の1(3)~(5)、3、4(1)、改正課長通達の記の1~4が、許可の基準であると定めている。改正局長通達の記の4(1)は、2(1)に述べた通りであり、他は新規免許の基準に含まれている。法4条1項の解説7参照。

4 出願事項の変更と埋立地の譲渡

分譲埋立の免許を得られない者は、用途変更によっても分譲埋立をすることはできない。法16条の権利譲渡や法27条の譲渡はまた別である。

分譲埋立適格者が、当初は分譲を予定せずに分譲する場合、又は分譲する区画を増やす場合には、自家利用と別な者の利用とで用途が同一であることもありうるが、用途変更に当るものについては、用途変更の許可を要す。

≪2項関係≫

1 用途変更の場合の手続

用途変更の場合には、3条の出願事項の告示縦覧、法4条1項(及び2項)の免許基準への適合、法11条の免許の告示の規定が準用される。

2 埋立区域の縮小と設計の概要の変更の場合の手続

これらの場合には、法4条1項(及び2項)の免許基準への適合の規定が準用される。

着手及び竣功期間の伸長には、特段の手續規定の準用はなく、単に免許権者が理由の適否を判断して、許可又は拒否すれば足りる。

3 区域分割

法2条2項の解説4にもあるように、工区の分割は出願時も可能であり、出願後に変更を申請して分割することも可能である。これに関しては、次のような照会回答（回答の括弧内の部分）がある。

○公有水面埋立竣功認可に関する疑義について（工区別認可）

（昭和50年7月10日 建設省沖河政発第1号）
（沖縄県土木部長あて水政課長回答）

〔照会〕

公有水面埋立法第22条の規定により埋立に関する工事が竣功した場合は、遅滞なく県知事の竣功認可を受けることになっているが、この場合同法同条の運用として、1件の出願に対する工区別の部分竣功認可が可能かどうか御教示ください。

〔回答〕

積極的に解する。但し、埋立免許（同法第13条の2の規定による変更の許可を含む。）の内容として埋立てに関する工事の施行区域の分割が明示されているものに限る。

〔他人の土地に対する立入又は一時使用〕

第14条 埋立ノ免許ヲ受ケタル者埋立ニ関スル測量又ハ工事ノ為必要アルトキハ都道府県知事ノ許可ヲ受ケ他人ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得

- ② 前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ為サントスル者ハ其ノ日時及場所ヲ少クトモ5日前ニ其ノ土地ノ市町村長ニ通知スヘシ
- ③ 市町村長前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ其ノ旨土地ノ占有者ニ通知スヘシ通知スルコト能ハサルトキハ告示スヘシ
- ④ 前3項ノ規定ハ埋立ノ免許ヲ受ケムトスル者ニ関シ之ヲ準用ス

勅令

〔立入りの場所及び時間の制限〕

第21条 公有水面埋立法第14条ノ規定ニ依ル立入ハ邸内ニ付テハ日出前日没後ハ占有者ノ意ニ反シテ之ヲ為スコトヲ得ス

〔立入り又は一時使用についての市町村長の占有者に対する通知又は告示〕

第23条 公有水面埋立法第14条第3項ノ規定又ハ同項ノ規定ノ準用ニ依ル通知又ハ告示ハ少クトモ3日前ニ之ヲ為スヘシ

＜1項関係＞

埋立権者は、埋立に関する測量又は工事のため必要があるときは、免許権者の許可を得て、他人の土地へ立入り又はその土地を材料置場として一時使用することができる。

類似の規定として、土地収用法12条がある。

令21条により、他人の土地への立入りは、邸内については、日の出前及び日没後は、占有者の同意がなければならない。

＜2項関係＞

立入り又は使用しようとする者は、立入り等の日の5日前までに、日時及び場所をその土地を管轄する市町村長に通知しなければならない。

＜3項関係＞

通知を受けた市町村長は、その旨を土地の占有者に通知する。相手方が居所不明の場合等は、通知にかえて告示する。

令23条により、この通知又は告示は、立入り等の日の3日前までに行う。

公有水面埋立実務ハンドブック

平成7年6月20日発行

監 修 建設省河川局水政課

編 著 建設省埋立行政研究会

発 行 株式会社 きょうせい

本 社 東京都中央区銀座7-4-12

本 部 東京都杉並区荻窪4-30-16

郵便番号167-88 電話 編集(03)5349-6653
営業(03)5349-6677

※乱丁、落丁本位おとりかえします。

印刷 行政学会印刷所

©1995 Printed in Japan ISBN 4-324-04617-4

(5104794-00-000)

【略号：公有水面】